

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【1】一人ひとりに応じた切れ目のない支援	1相談支援体制の充実	相談支援体制の強化	・相談からサービス提供までの支援体制づくりの強化と関係機関相互ネットワークの充実を図る。 ・自立支援協議会の開催 ■全体会 3回 ■運営会議 4回 ■専門部会 各3～4回（居宅生活支援部会・こども部会 ・就労支援部会・地域移行、地域定着部会） ・相談支援事業者連絡会において、グループスーパービジョン等の事例検討を行い、相談員のスキルアップを図る。 ・専門部会ごとに4つのランチグループに分かれ、各専門部会での協議内容について共有、意見交換するとともに、地域課題の提起等を行う。 ・地区障がい相談支援事業所と特定相談支援事業所と連絡会を開催 ■年1回以上	・自立支援協議会の開催 ■全体会 3回 ■運営会議 4回 ■専門部会 各2～4回 （居宅生活支援部会・こども部会・就労支援部会・地域移行、地域定着部会） ・相談支援事業者連絡会 ■5回/年 ・地区障がい相談支援事業所と特定相談支援事業所において、北(ほくとう、ほくせい)と南(なんとう、なんせい)に分かれて連絡会を開催した。	・相談支援事業者連絡会で、グループスーパービジョンを行い、相談員のスキルアップを図った。また、ランチミーティングを開催し、専門部会に応じて日頃の業務の中で感じる課題感を共有した。 ・地区障がい相談支援事業所と特定相談支援事業所との連絡会を開催し、連携強化を図った。	・相談からサービス提供までの支援体制づくりの強化と関係機関相互ネットワークの充実を図る。 ・自立支援協議会の開催 ■全体会 3回 ■運営会議 4回 ■専門部会 各3～4回 （居宅生活支援部会・こども部会・就労支援部会・地域移行、地域定着部会） ・相談支援事業者連絡会において、グループスーパービジョン等の事例検討を行い、相談員のスキルアップを図る。 ・専門部会ごとに4つのランチグループに分かれ、各専門部会での協議内容について共有、意見交換するとともに、地域課題の提起等を行う。 ・地区障がい相談支援事業所と特定相談支援事業所との連絡会を開催し、関係性の構築、連携強化を図る。	障がい福祉課
		基幹相談支援センターにおける相談支援の機能強化	・市内の相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。 ・地域移行・地域定着促進のため、障害者支援施設や病院等関係機関の理解を深めることを目的に、地域移行・地域定着に関する広報、普及啓発を行う。 ・権利擁護関係（虐待防止、成年後見制度）の研修会の開催。	・特定相談支援事業所訪問件数 ■26事業所(全事業所) ・特定相談支援事業所の人材育成研修 ■7回 ・医療機関に対し、地域移行・地域定着に関する普及啓発を実施。 ・虐待防止セミナー開催 ■4回 ■4力所	・特定相談支援事業所への訪問により相談支援全般について専門的な助言・指導を行った。 ・特定相談支援事業所等に対しての人材育成の研修会の開催し、資質向上を図ることができた。 ・基幹相談支援センターが関係機関（医療機関）に対し、地域移行・地域定着についての広報・普及啓発を行った。 ・虐待の早期発見の重要性や発見時の通報義務について関係機関に対し虐待防止セミナーを開催し周知を行った。	・市内の相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。 ・地域移行・地域定着促進のため、障害者支援施設や病院等関係機関の理解を深めることを目的に、地域移行・地域定着に関する広報、普及啓発を行う。 ・権利擁護関係（虐待防止、成年後見制度）の研修会の開催。	障がい福祉課
		相談支援専門員の資質向上	・相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。	・基幹相談支援センターによる相談支援専門員向け研修会 ■8回 ・相談支援事業者連絡会でのワークショップ ■3回	・基幹相談支援センターによる相談支援専門員のスキルアップに必要な研修会を開催。 ・相談支援事業者連絡会でワークショップを開催し、他分野・他機関との連携を図るとともに、相談支援に必要な知識を深め、相談員のスキルアップを図った。	・相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。	障がい福祉課
		サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上	・市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う。 ・相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する。 ・相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する。 ・モニタリング結果の検証について協議する。	・基幹相談支援センターによる特定相談支援事業所への訪問指導 ■26事業所(全事業所)訪問 ・基幹相談支援センターによる相談支援専門員向け研修会の開催 ■7回 ・特定相談支援事業所を含めた地域の関係機関とのネットワーク構築のため連絡会を開催した。 ■地区相談事業所ごと1回	・基幹相談支援センターが専門的指導助言のため特定相談支援事業所）を訪問した。 ・基幹相談支援センターが相談支援専門員のスキルアップのため研修会を開催した。 ・特定相談支援事業所を含めた地域の関係機関とのネットワーク構築のため連絡会を開催した。	・市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う。 ・相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する。 ・相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する。 ・モニタリング結果の検証について協議する。	障がい福祉課
		地域における相談支援の充実	・保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連絡会等開催し、地域における障がい者支援が円滑に進むようネットワークを構築する。 ・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行う。	・関係機関との連絡会の開催 ■15回	・関係機関とのネットワーク構築のため連絡会を開催した。	・保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連絡会等開催し、地域における障がい者支援が円滑に進むようネットワークを構築する。	障がい福祉課
				・身体障がい者相談員23名 ・知的障害者相談員5名 【相談件数】 ・身体障害者相談件数 183件 ・知的障害者相談件数 26件	・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行った。	・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行う。	障がい福祉課
		市相談対応の充実	小児慢性特定疾病児童に、特殊寝台や電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を行う。	・小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付する(実績：人工鼻1名、電気式たん吸引器1名)	身体障害者手帳を取得できない状態の児であっても、小児慢性特定疾病の診断を受けている児童が対象となるため、在宅で生活する支援となっている。	小児慢性特定疾病児童に、特殊寝台や電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を行う。	障がい福祉課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
			・難病及び小児慢性特定疾病患者とその家族を対象に個別相談会を実施する。 ・難病受給者証の更新会場にて、患者とその家族の個別相談会を実施する。	・難病及び小児慢性特定疾病患者と家族を対象とした合同個別相談会 令和5年10月6日開催 参加者 4人 延べ相談件数 6件 ・指定難病受給者証更新会場での個別相談会 参加者 4人 延べ相談件数 4件	・参加者が少なかったため、次年度は個別相談会と同時 に開催するミニ講演会の内容を検討する。また、小児慢性特定疾病はピアカウンセリングを検討する。	・難病患者とその家族を対象に、個別相談会を実施する。 ・小児慢性特定疾病家族を対象に、ピアカウンセリングと個別相談会を実施する。	地域保健課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【1】一人ひとりに応じた切れ目のない支援	2 障害福祉サービスの充実	地域での居住支援の機能強化	・地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。	・地域生活支援拠点等の運用に係るワーキンググループ実施 ■ 2回 ・自立支援協議会での検証・評価を実施。 ■ 1回	・地域生活支援拠点等の運用内容等を協議するため、ワーキンググループを設置し、検討を行った。 ・自立支援協議会にて、地域生活支援拠点等の運用状況について検証・評価を行った。	・地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。	障がい福祉課
		障がい児支援の充実	・発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実する。 ・児童発達支援センター機能強化事業を実施し、発達障がい等の気がかりな子の相談対応などの早期支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・児童発達支援センター機能強化事業 ■ 相談件数 2,126件 ■ 療育指導の回数 16回 ■ 障害児通所支援事業所等への訪問支援 16か所 ■ 児童発達管理責任者ミーティングの開催 4回	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を提供した。 ・児童発達支援センター機能強化事業を実施し、発達障がい等の気がかりな子を含む障がい児の相談対応など早期支援に努めた。	・発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実する。 ・市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われるこども等ハイリスクなこどもと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	障がい福祉課
		訪問系サービスの充実	・適正なサービス提供を行う。	・訪問系サービスの利用者に障がい福祉サービス費を給付した。 ■ 居宅介護利用者数 延べ4,408人 ■ 重度訪問介護利用者数 延べ172人 ■ 行動援護利用者数 延べ454人 ■ 同行援護利用者数 延べ89人	・障がい者とその家族への安定した生活の支援により、障がい者の自立と社会参加を促進することができた。 ・今後も継続した支援が必要である。	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	障がい福祉課
		日中活動系サービスの充実	・適正なサービス提供を行う。	・日常活動系サービスの利用者に障がい福祉サービス費を給付した。 ■ 生活介護利用者数 延べ8,620人 ■ 自立訓練利用者数 延べ828人 ■ 自立生活援助利用者数 延べ22人 ■ 就労移行支援利用者数 延べ657人 ■ 就労継続支援利用者数 延べ16,229人 ■ 就労定着支援利用者数 延べ266人 ■ 短期入所利用者数 延べ1,598人 ■ 療養介護利用者数 延べ490人	・障がい者とその家族への安定した生活の支援により、障がい者の自立と社会参加を促進することができた。 ・今後も継続した支援が必要である。	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	障がい福祉課
		居住系サービスの充実	・適正なサービス提供を行う。	・居住系サービスの利用者に障がい福祉サービス費を給付した。 ■ 共同生活援助利用者数 延べ4,511人 ■ 施設入居支援利用者数 延べ3,939人	・障がい者とその家族への安定した生活の支援により、障がい者の自立と社会参加を促進することができた。 ・今後も継続した支援が必要である。	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	障がい福祉課
		地域生活支援事業の充実	・地域生活支援事業に加え、地域生活支援促進事業として障害者虐待防止対策支援事業、医療的ケア児等総合支援事業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業を実施する。また特別促進事業としては、ことばの教室を実施する。	・ことばの教室 ■ 延べ利用者数 895人	・ことばや発達が気になる就学前の幼児とその保護者に対し、個別の相談・指導・療育を行うことばの教室を実施した。	・地域生活支援事業に加え、地域生活支援促進事業として障害者虐待防止対策支援事業、医療的ケア児等総合支援事業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業を実施する。また特別促進事業のことばの教室がこども家庭センターに移管された。	障がい福祉課
		補装具等の充実	補装具、日常生活支援用具の給付等を行い、軽度・中度難聴児補聴器購入品の助成を継続する。	・補装具の給付件数（購入件数 延べ351件 修理件数 延べ243件） ・日常生活支援用具の給付件数（延べ 6,089件） ・身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴児に対する補聴器を購入するための費用を助成。（助成件数 延べ21件）	・補装具、日常生活支援用具の給付等を行い、軽度・中度難聴児補聴器購入品の助成により在宅で生活する支援となっている。	・補装具、日常生活支援用具の給付等を行い、軽度・中度難聴児補聴器購入品の助成を継続する。	障がい福祉課
		各種年金・手当等の支給による経済的支援の推進	・障害基礎年金の受給申請について関係機関への案内を行うとともに、各種障害手当等の制度を市政広報等で周知し、障がいのある人の生活の安定を図るため、適切に支給する。	・障害基礎年金や各種障害手当等の制度を手引やホームページ等で周知するとともに、手当受給対象者が20歳に到達する際には個別に案内した。 ・障がいのある人の生活の安定を図るため、各種障害手当を適切に支給した。	・新規で手帳を交付する際に各種手当の申請を受け付けた。 ・市政広報やホームページに掲載を行うことで、手間に関する問い合わせが増え、新規申請につながった。	・障害基礎年金の受給申請について関係機関への案内を行うとともに、各種障害手当等の制度を市政広報等で周知し、障がいのある人の生活の安定を図るため、適切に支給する。	障がい福祉課
		助成・減免制度の周知と活用促進	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知した。	・自動車税等の減免など各種制度を周知し、活用を促進することができた。	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。	障がい福祉課
		高齢の障がいのある人への支援	・軽度生活援助（えがおでサポート）事業の実施 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業の実施	・えがおでサポート事業 日常生活に必要な軽度のサービスを提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者が、在宅で安心して自立した生活が送れるよう、 ・買い物、外出援助、屋内掃除、整理整頓、洗濯、ごみの排出、除草等の日常生活における軽作業の支援を実施した。 ■ 利用登録者 412人 ■ 延べ利用時間 2,575時間 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業 ■ 0件	・えがおでサポート事業 延べ利用時間が前年度に比べ、300時間近く増加するなど制度への理解促進が進んだ。 今後も引き続き、ひとり暮らし等の高齢者が在宅で安心して生活が送れるよう、必要なサービスを提供していく。 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業 一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業については、暖冬により実績がなかったが、引き続き支援事業を実施していく。	・軽度生活援助（えがおでサポート）事業の実施 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業の実施	地域包括ケア推進課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【1】一人ひとりに応じた切れ目のない支援	2 障害福祉サービスの充実	医療的ケア児への支援	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催する。 ・災害時における医療的ケア児の個別支援計画を作成する。	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催。 ■ 1回 ・庁内連絡会を開催。 ■ 1回 ・災害時における医療的ケア児の個別支援計画を作成。	・今年度新たに庁内連絡会を設置し、庁内関係課で医療的ケア児支援体制整備のため、連携強化と効果的な支援のあり方を検討した。 ・協議会では、災害時支援の状況を共有し、来年度以降の取組について協議した。	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催する。 ・庁内連絡会を開催する。 ・災害時における医療的ケア児の個別支援計画を作成、避難シミュレーションを実施する。	障がい福祉課
		障がい福祉分野におけるICTの活用	障害福祉分野のICT導入モデル事業を実施し、ICT機器を導入することで、移動時間の短縮や業務効率化を図り、障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進する。	・障がい福祉サービス事業所に対し、PCやタブレット等のICT機器の導入支援を行った。 ■ 2法人2事業所	・障がい福祉分野における業務の効率化や職員の負担軽減を推進することができた。 ・障がい福祉サービスの需要は年々拡大しており、それに伴い事業所の業務負担も増大している。負担軽減のため、今後もICT導入促進が必要である。	・障がい福祉分野における業務の効率化を図ることで、事業所職員の業務負担を軽減し、障がい福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するために、ICT機器の導入支援事業を実施する。	障がい福祉課
【1】一人ひとりに応じた切れ目のない支援	3 保健・医療サービスの充実	母子保健事業の推進	・母子保健の拠点である「妊娠・子育てサポートセンターふくっこ」において、妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援を行う。	■母子健康手帳交付・面談実施者 1,815人 ■来所相談 1,019人 ・母子訪問指導事業 ■妊産婦 1,428件 ■新生児・乳児 1,729 件 ■幼児 46件 ■未熟児 28件 ■その他 6件 ■乳幼児全戸訪問事業 1,681件	・妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療機関と連携した切れ目ない支援実施した。 ・産後4か月までの乳児に実施する乳児家庭全戸訪問は、100%となり、妊娠から出産、育児までの伴走型の支援を実施することができた。	・妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援を行う。 ・「こども家庭センターふくっこ」を開設したことで、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を強化する。	こども家庭センター
		健康づくりと疾病の悪化防止の推進	・引き続き健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康教室、健康相談、訪問指導を実施する。 また、健康づくりに積極的に継続して取り組む市民を増やすため、保健衛生推進員の協力のもと健康1011チャレンジの普及に努める。	■健康教室 174回（3,683人） ■健康相談 186回（延べ567人） ■訪問指導 182人（実人数）（うち62人は能登半島地震2次避難者への訪問） ■健康1011チャレンジシート提出者数 1,003人	健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康教室、健康相談、訪問指導を実施した。特に訪問指導は、コロナ禍で自粛していたが、令和5年度より再開した。更に、能登半島地震2次避難者への健康観察およびストレスや悩みなどの傾聴を実施した。 また、健康づくりに積極的に継続して取り組む市民を増やすため、健康1011チャレンジ事業の抽選回数を年1回から2回に増やし、賞品の充実させるとともに、保健衛生推進員の協力を得て普及を図った結果、参加者数が増加した。[350人（R4）1,003人（R5）]	健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康教室、健康相談、訪問指導を実施する。 また、健康づくりに積極的に継続して取り組む市民を増やすため、保健衛生推進員の協力のもと健康1011チャレンジの普及に努め、スマホde健康ポイント事業を新たに実施する。	健康管理センター
		精神疾患に関する支援の充実	・引き続き健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努める。また、健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行う。	■ストレスチェック票配布枚数 9,267枚 ■健康教室（こころの健康） 1回（働く世代のための出張健康講座）	健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努めた。また、健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行った。	健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努める。 ■ストレスチェック票配布予定数 9,300枚	健康管理センター
			・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施する。 ・保健師・社会福祉士による精神保健に関する相談を随時行う。 ・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	・精神科医による定例相談 開催回数：15回 相談件数：38件 ・保健師、社会福祉士による相談、訪問指導 面談相談：195件 電話相談：1,493件 訪問指導：278件 ・レジリエンス講演会 参加者：44名	・関係機関に対応困難なケースについて確認し、定例精神保健相談につなげていく。	・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施する。 ・保健師・社会福祉士による精神保健に関する相談を随時行う。 ・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	地域保健課
		認知症対策の総合的推進	・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症初期集中支援チームによる支援の実施 ・認知症地域支援推進事業の実施	<認知症サポーター養成講座> 幅広い世代の市民を対象に認知症の理解を深めるため、学校、企業、地域等で対象に合わせた認知症サポーター要請講座を開催した。 認知症累積サポーター数： 48,983 人 <認知症初期集中支援チーム事業> 認知症の人やその家族、認知症検診二次検診未受診者・再検査者を対象に、早期発見・早期診断につながるよう、医療・介護・福祉等で構成するチームが訪問・助言した。 初回支援件数： 55 件 <認知症地域支援推進員の配置> 市内全域を対象に、医療・介護及び地域の支援機関の連携強化や認知症対応力の向上を目的とした研修会、介護者支援を目的とした男性介護者のつどいや若年性認知症の人の居場所作りとしてじょいふる291を開催。 配置数：1人	<認知症サポーター養成講座> 学校、スーパーや銀行、コンビニ、その他企業、地域等で対象に合わせた内容で認知症サポーター養成講座を開催した。今後も引き続き、幅広い世代に対して、認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を行っていく。 <認知症初期集中支援チーム事業> 今後も引き続き、各包括支援センターと連携し、早期発見・早期診断につながるよう、医療・介護・福祉等で構成するチームによる訪問や支援を行う。 <認知症地域支援推進員の配置> 今後も引き続き市内全域を対象に、医療・介護及び地域の支援機関の連携強化や認知症対応力の向上を目的とした研修会、介護者支援を目的とした男性介護者のつどいや若年性認知症の人の居場所作りとしてじょいふる291を開催する。	・認知症サポーター養成講座 ・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援推進事業 令和5年度と同様に実施	地域包括ケア推進課
		医療費の助成	・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減する。（更生医療、育成医療、精神通院医療） ・重度障害者（児）の医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。	・自立支援医療費給付 ■更生医療給付件数 5,061件 ■育成医療給付件数 116件 ■精神通院医療受給者証交付数 5,909件 重度障害者（児）医療費助成受給者数 身体・知的6998名、精神 1661名	・心身の障がいの軽減を図るための医療について、自立支援医療費の給付等を行った。 ・自己負担額の軽減のため、「重度障害児者（児）医療費助成」などの助成を行った。	・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減する。（更生医療、育成医療、精神通院医療） ・重度障害者（児）の医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。	障がい福祉課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【1】一人ひとりに応じた切れ目のない支援	3 保健・医療サービスの充実	医療費の助成	・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。（養育医療）	・子ども医療費助成 ■ 約38,000人 ・ひとり親家庭等医療費助成 ■ 約5,000人 ・養育医療 ■ 86名	・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減することができた。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減することができた。（養育医療） ・今後も適正に各医療費等の助成を継続することで、子育て世帯への経済的支援を行う。	・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。（養育医療） ・なお、子ども医療については、令和7年1月1日受診分から、自己負担金の無償化を開始し、子育て世帯への経済的支援を更に強化する。	こども政策課
			・「小児慢性特定疾病医療費助成」を行う。 ・「特定医療費(指定難病)医療費助成」の支給認定申請受付事務を行う。	・小児慢性特定疾病医療費助成 新規申請 17件 変更申請 46件 更新申請 172件 ・特定医療費(指定難病)医療費助成の申請受付事務 新規申請 320件 変更申請 866件 更新申請 1,971件	・小児慢性特定疾病医療費助成の更新申請は、原則郵送での受付とした。次年度も同様に受付体制を整える。 ・特定医療費(指定難病)医療費助成の更新申請受付が7月の1か月間であり、約2,000件の受付を行う。申請時に書類不備や間違いがないように受付体制を整える。	・小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費(指定難病)医療費助成の支給認定申請受付事務を行う。	地域保健課
		難病患者への支援体制構築	・難病対策地域協議会を1回開催し、難病患者への支援体制の整備について協議を行う。	・難病対策地域協議会 令和6年1月26日開催 災害時個別対応マニュアルを活用した避難シミュレーションの実際と課題について協議した。	難病患者への支援体制を整えるために、関係機関と協議する。	・難病対策地域協議会を1回開催し、難病患者への支援体制の整備について協議を行う。	地域保健課
【1】一人ひとりに応じた切れ目のない支援	4 発達障がい児者支援の充実	早期発見・早期療育体制の充実	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努めます。健診の結果、発達等に関して疑いがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や指導等を行う。	発達に関するフォローの対象者状況 (健診の結果、発達等に関して医療機関の受診、相談会や教室の参加、電話や訪問等での状況確認や指導等が必要と判断した児) ■1歳6か月児健診 291人 16.9% ■3歳児健診 274人 14.6%	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努めた。健診の結果、発達等に関して疑いがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や指導等を行うとともに、こども園等での集団の場において適切な支援が受けられるよう、切れ目ない支援に努めた。	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努める。健診の結果、発達等に関して疑いがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や指導等を行う。	こども家庭センター
			・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じる。 ・ことばや発達が気になる就学前の幼児とその保護者に対し、医療機関までの療育支援の場として、ことばの教室で個別の相談・指導・療育を行う。 ・児童発達支援センター機能強化事業を実施し、発達障がい等の気がかりな子の相談対応などの早期支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・ことばの教室 ■延べ利用者数 895人 ・福井市児童発達支援管理責任者ミーティング ■4回開催/年	・ことばの教室では、ことばの発達が気になる就学前の児童とその保護者に対し、有資格者がことばの発達や言語理解について個別に相談、指導を行った。 ・福井市児童発達支援管理責任者ミーティングを開催し、事業所間のネットワーク構築とサービスの質の向上を図ることが出来た。	・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じる。 ・ことばの教室は、令和6年度からこども家庭センターに移管され、事業内容の引継ぎを行った。 ・市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がい疑われるこども等ハイリスクなこどもと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	障がい福祉課
		特性に応じた保育の充実	・専門的な知識・経験を持つ「保育カウンセラー」を公立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センター・すみずみ子育てサポート事業所に加え、希望のある認可外保育施設にも派遣する。 ・障がい児健全育成事業等により、障がいのある子の受け入れを促進するとともに保護者や保育士等に対する相談・助言を充実する。 ・保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援する。 ・障がい児保育及び家庭支援に関する研究指定園で、発達が気になる子どもとその保護者を対象とした親子療育の取り組みを引き続き実施し、子どもの健やかな育ちに向けた保護者支援を図る。	・保育カウンセラーを派遣、保護者や保育者等の相談・助言を行った。 ■訪問施設数 115ヶ所 ■相談件数 1,067件 ■相談児童数 のべ1,067名 ・相談会を実施し専門家による保護者への相談・助言を行った。 ■福井市特定教育・保育施設発達相談会...相談保護者数 13名 ・障がい児保育に関する園内研修実施のための援助を行った。 ■11ヶ所 各2回実施 ■啓蒙保育園で親子療育教室 6回 ■保護者学習会 6回 ■OB会(親子療育教室終了者対象) 5回	・計画どおり、各園、施設に年間2回のカウンセラー訪問を行うことができた。園によって児童数に差があり、年間2回の訪問では相談数に限りがある。園の希望や保育カウンセラーの判断等により、3回目の訪問も可能にするなど、柔軟な対応が必要であると考える。 ・福井市特定教育・保育施設発達相談会を開催し、参加した13名の保護者に専門家が相談・助言を行った。その際、保護者が医療機関への受診を希望した場合、発達相談会から専門機関に繋げる体制づくりがまだ整っていない点がある。 ・計画どおり、11園が年2回の障がい児保育園内研修を実施することができた。研修を希望する園が毎年同じ園と限られているので、希望しない園の状況が不明。全ての園がまんべんなく研修を受講してもらうために、希望しない園の理由を把握する必要があると考える。 ・親子療育教室を通して、保護者と保育士間で子どもへの理解が深まり、関わり方や個々に必要な支援、課題などの共通理解を図ることができた。今後も保護者支援に加えて保護者相互の支援の効果について園全体で共通理解を図るとともに、保護者対応のスキルアップや配慮が必要な保護者への支援方法についての研修、情報共有の場の提供を行っていく。	・専門的な知識・経験を持つ「保育カウンセラー」を公立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センター・すみずみ子育てサポート事業所に加え、希望のある認可外保育施設にも派遣する。 ・原則年間2回の保育カウンセラーの訪問について、園からの希望や保育カウンセラーの判断等により、3回目の訪問を実施する。 ・障がい児健全育成事業等により、障がいのある子の受け入れを促進するとともに保護者や保育士等に対する相談・助言を充実する。 ・発達相談会で、保護者が医療機関への受診を希望した際の連携体制を整備する。 ・保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援する。 ・障がい児保育園内研修を希望しない園にアンケートをとり、状況調査を行い、課題等に対して対応する。 ・障がい児保育及び家庭支援に関する研究指定園で、引き続き、発達が気になる子どもとその保護者を対象とした親子療育の取組を実施し、子どもの健やかな育ちに向けた保護者支援を図る。	こども保育課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度		担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画		
【1】 一人ひとりに 応じた切れ目のない支援	4 発達障がい児者支援の充実	学校教育における支援の推進	・小・中学校に対し、障がい福祉課と連携しながら障害福祉サービスに関する情報提供を行い、支援体制を強化する。 ・個別的教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒への支援体制を強化する。 ・互いの個性を尊重しあいながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援する。 ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していくため、「いきいきサポーター」、「障がい児介助員」を小中学校に配置する。	・「福井市小中学校特別支援教育コーディネーター等各地区連絡協議会」において福祉と教育との合同研修会を実施 開催日：R5.10.27 場所：市きらら館 参加者：園小中特別支援教育コーディネーター等担当者、福祉関係者、約200名 ・個別的教育支援計画、個別の指導計画作成は、特別支援学級、通級指導、配慮を必要とする児童生徒に作成が義務づけられている。医療や福祉連携については、校長会、教頭会、特別支援教育コーディネーター等各地区連絡協議会においても周知した。 ・全小中学校に「いきいきサポーター」、市教育支援委員会において適用が認められた14名の児童生徒について「障がい児介助員」を配置。 いきいきサポーター 延べ91名 障がい児介助員 延べ17名	・小・中学校に対し、継続して障害福祉サービスに関する情報提供を行い、支援体制を強化した。 ・個別的教育支援計画等の作成や、保護者への同意は、ほぼ周知できており、医療や福祉と連携しながら、支援体制強化しているものの、ケース会議の増加や、保護者対応などの時間の確保が困難になっている。 ・互いの個性を尊重しあいながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を学校生活全体を通して、各小中学校において実施できた。 ・支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、通常学級における支援においても個別的な配慮が必要で、支援員の確保、人材育成も必要である。	・小・中学校に対して、継続して福祉と教育の連携を促進し、福祉・医療関係者と、教育関係者との情報共有・理解啓発を図り、スムーズな相談体制構築の検討や、合同研修等を実施する。 ・個別的教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒への支援体制を強化する。 ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していくため、「いきいきサポーター」、「障がい児介助員」を小中学校に配置する。 ・医療的ケアの必要な児童生徒に対して、合意形成を図り、必要であれば「看護師資格を有する障がい児介助員」を配置する。 ・看護師配置、人材不足解消について、こども保育課、障がい福祉課、県医療的ケア児者センターとも連携しながら、検討する。	学校教育課	
		発達障がい者の就労の促進	・「ふくい障がい者ワークフェア」「ふくい障害者雇用推進セミナー」を行うなど、各種就労支援事業所等と連携した取り組みを行う。	[ふくい障がい者ワークフェア] 実施日：9月2日(土)、3日(日) 場所：ショッピングシティベル 来場者数：約2,900人 [障がい者雇用パネル展] ワークフェアと同時開催 [ふくい障害者雇用推進セミナー] 実施日：9月20日(木) 場所：福井県立図書館 参加者数：64人	・ワークフェアでは特別支援学校生徒による作品販売および、啓発品（ポストカード）の配布ができた。来場者数は約2,900人（R4約2,800人）であり、多くの市民に障がい者雇用についての理解を深めることができた。 ・県立図書館にて優良事業所表彰式と障害者雇用推進セミナーを開催した。参加者は59社64人であり、参加者アンケート中のセミナーについての感想は、「大変有用だった」「有用だった」と回答した人数が59人（61人中）であり、事業主への障がい者雇用への意識の向上につながったと考えられる。	・「ふくい障がい者ワークフェア」「ふくい障害者雇用推進セミナー」を行うなど、各種就労支援事業所等と連携した取組を行う。	しごと支援課	
			・障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業（旧：就労体験支援事業）を実施する。	・参加体験事業を実施し、障がい者等の一般就労を支援した。 ■実施回数 31回 ■累計体験日数 114日 ■体験者数 28人 ■参加事業所数 23事業所	・参加体験事業の実施により、障がい者等が職場体験を行うことで、一般就労につなげることができた。 ・参加体験事業を行っても、一般就労につなげられないケースも多く見られる。それぞれの適性を見極め、適切な職場につなげていく必要がある。	・障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施する。	障がい福祉課	
【1】 一人ひとりに 応じた切れ目のない支援	4 発達障がい児者支援の充実	発達障がい児者の支援体制の強化	・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいっ子」を市政広報やホームページ等で周知啓発を継続する。 ・庁内各担当部署での「発達障がい児者庁内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化する。 ・発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行う。 ・高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催する。	・発達障がい児者庁内連絡会の開催 ■ 1回 ・発達障がい児者専門支援検討会の開催 ■ 1回	・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、福井県が作成した支援ツール「子育てファイルふくいっ子」をホームページ等で周知啓発した。 ・庁内各担当部署での「発達障がい児者庁内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化した。 ・発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行った。 ・高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催した。	・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいっ子」をホームページ等で周知啓発を継続する。 ・庁内各担当部署での「発達障がい児者庁内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化する。 ・発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行う。 ・高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催する。	障がい福祉課	
		発達障がいの理解促進	・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がい者の理解促進に取り組む。 ・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間（4月2日～8日）を中心に開催する。 ・発達障がい児がその子に応じた適切な支援が受けられるよう、障害通所支援や教育を中心に支援制度や相談機関・関係機関をまとめたハンドブックを作成し、関係機関に配布する。	・発達障がい理解促進事業の実施 ■ 市民向け講演会 4月2日 実施（オンライン） ・「支援が必要な児童のためのハンドブック」の配布 ■ 配布力所 30力所 ■ ハンドブックのQRを記載したチラシを作成しサービス利用者に配布	・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がい者の理解促進に取り組んだ。 ・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間（4月2日～8日）を中心に開催した。 ・支援が必要な児童のためのハンドブックを関係団体へ配布した。また、放課後デイサービスや児童発達支援などの障がいサービス利用申請者に対して、ハンドブックが閲覧できるQRコードを添付したチラシを配布した。	・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がい者の理解促進に取り組む。 ・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間（4月2日～8日）を中心に開催する。 ・発達障がい児がその子に応じた適切な支援が受けられるよう、障害通所支援や教育を中心に支援制度や相談機関・関係機関をまとめたハンドブックを協議会などの意見を参考に検証・更新を行う。	障がい福祉課	
		発達障がいに関する人材育成	・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施する。	・発達障がい支援人材育成事業の実施 ■ 人材育成スキルアップ研修（講義、事例検討、実習） ・サービス提供事業所（基礎・専門）：3人 ・保育士・幼稚園教諭（基礎・応用）：9人 ・児童館・児童クラブ（基礎）：18人 合計30人	・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施した。令和5年度からは、新規に児童クラブ職員を対象とした基礎コースを開設した結果、多くの参加があった。今後も本コースを継続して開催し、より多くの児童クラブ職員の発達障がいへの理解を深める機会を設ける。	・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施する。	障がい福祉課	

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度		担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画		
【1】 一人ひとりに 応じた切れ目の ない支援	4 発達障がい児者 支援の充実	発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備	- 発達障がい支援の専門的相談機関として、発達障がい に起因するひきこもりの対応を含め、自立に向けた就労 の相談まで一貫した支援を行う。 - 市のホームページにおいて、地域活動支援センターの 紹介を行う。また、「障がい者福祉の手引き」に掲載 し、窓口にて周知する。 - 障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課 後等デイサービスなどの提供体制を充実する。 - 児童発達支援センター機能強化事業を実施し、発達障 がい等の気がかりな子の相談対応などの早期支援を行 う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる 場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行 い、サービスの質の向上に努める。	- 児童発達支援センター機能強化事業 ■相談件数 延べ2,126件 - 児童発達支援管理責任者ミーティング ■開催数 4回	- 発達障がい相談支援事業所においては、発達障がい に起因する引きこもりの対応を含め、就労相談まで一貫し た支援を行った。 - 市のホームページ及び「障がい者福祉の手引き」で窓 口で周知しました。 - 障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課 後デイサービスなどの障がい児通所支援を提供した。 - 児童発達支援センター機能強化事業を実施し、発達障 がい等の気がかりな子の相談対応などの早期支援を行っ た。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる 場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行 い、サービスの質の向上に努めた。	- 発達障がい支援の専門的相談機関として、発達障がい に起因するひきこもりの対応を含め、自立に向けた就労 の相談まで一貫した支援を行う。 - 市のホームページにおいて、地域活動支援センターの 紹介を行う。また、「障がい者福祉の手引き」に掲載 し、窓口にて周知する。 - 障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課 後等デイサービスなどの提供体制を充実する。 - 市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支 援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の 質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がい者が疑 われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行 う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる 場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行 い、サービスの質の向上に努める。	障がい福祉課	
			図書館において、写真や絵、絵文字、短い言葉などで 構成された、文字だけでは内容の理解が難しい人向けの LLブックや、障害のある子どもたちが読むだけでなく 触ったり、おもちゃのように楽しんだりすることで発達 を促す布絵本などの発達障がい児者向けの資料の増加に 取り組む。 また特別支援学校（学級）へ訪問し、読み聞かせ等 に取り組む。	- 発達障がい児者向けの資料の増加 ■ 12冊増加 - 特別支援学校（学級）への訪問読み聞かせ ■ 3学級	発達障がい児者が利用しやすい形式の資料を年々増や すことができており、今後も取組を継続させていく。	図書館において、写真や絵、絵文字、短い言葉などで 構成された、文字だけでは内容の理解が難しい人向けの LLブックや、障害のある子どもたちが読むだけでなく 触ったり、おもちゃのように楽しんだりすることで発達 を促す布絵本などの発達障がい児者向けの資料の増加に 取り組む。 また特別支援学校（学級）へ訪問し、読み聞かせ等 を行う。	図書館	
【2】 毎日の暮らしを 充実させるための 支援	1 雇用・ 就労の 促進	就労支援体制の整備	自立支援協議会の就労部会において、就労支援機関や障 がい者雇用企業とともに課題を協議し、障がい者の就労 支援の連携体制を強化する。	- 就労支援部会を開催。 ■ 2回 - 各サービス（移行・A型・B型）毎にネットワークミー ティングを開催。 ■ 移行・A型・B型 各1回	各サービス（移行・A型・B型）毎にネットワークミー ティングを開催し、事業所間のネットワーク構築を図っ た。また、福井市障がい者就労支援ガイドブックの更新 を行い、ホームページで公開した。	自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援機 関や障がい者雇用企業とともに課題を協議し、障がい者 の就労支援の連携体制を強化する。	障がい福祉課	
		一般就労の促進	- 障がい者就労施設から一般就労への移行を推進するた め、雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相談支 援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 - 障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するととも に、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者 が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施 する。	- 障がい福祉課に雇用調整員2名を配置して、一般就労 希望者の把握に努め、受入先の企業開拓を行った。ま た、就労後の職場を定期的に訪問し就労者や企業からの 相談に応じ課題解決に向けた支援を行った。 ■雇用調整員の企業訪問回数 延べ546回（91 社） ■参加体験事業実施回数：31回 ■一般就労移行者数：20人	- 雇用調整員が障がい者等と企業とをマッチングさせる ことで、参加体験事業も活用しながら、一般就労につな げることができた。 - 就労を達成しても、定着しない場合も多く見られるこ とから、定期的に定着支援を行うなど、きめ細かい支援 が必要である。	- 引き続き雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相 談支援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 - 障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するととも に、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者 が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施 する。	障がい福祉課	
			障がい者向け就職支援セミナーを開催。 〔開催日〕ハローワークが開催する「障害者と企業との 就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形 式で開催予定 〔定員〕10名×3回程度 〔内 容〕自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別 カウンセリング、模擬面接等を実施	障がい者向け就職支援セミナーの開催 〔開催日〕9月26、27、29日、10月中（合同就職面接会） 〔参加者〕6名 〔内容〕 ・自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセ リング、模擬面接等を実施 ・セミナー終了後から1年間を就職活動のフォローアップ 期間とし、就職活動や職場定着を支援	- セミナー内容については、障がい者自身にどんな特性 があってどんな職に就きたいかの分析などを通して就職 する意識を高める内容だった。 - 参加者が少ない。R5年度6名（定員10名） - 事業所にセミナーを受ける会場がないことを理由に応 募しなかった事業所もあったようなので、出前形式と併 せて一つの会場で合同開催することも検討する。	障がい者向け就職支援セミナーを開催。 〔開催日〕ハローワークが開催する「障害者と企業との 就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形 式および一つの会場で開催予定 〔定員〕10名×3回程度 〔内 容〕自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別 カウンセリング、模擬面接等を実施	しごと支援課	
		就労関係機関との 連携	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関 係機関と連携し一般就労の促進に取り組む。	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関 係機関と連携し、一般就労の促進に取り組んだ。	就労支援部会において、各機関の役割を共有し、就労 サービスの適切な利用や一般就労の移行に向けて連携し ていくことを確認した。	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの 関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。	障がい福祉課	
		雇用・就労に関す る情報提供の充実	雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査 し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等 へ情報提供や調整を行う。	- 雇用調整員2名がハローワークの求人情報を収集し、 一般就労を希望する障がい者や事業所へ情報提供を行っ た。 ■ハローワーク訪問回数 132回 - ハローワークも参加した就労支援事業所等合同説明会 を開催。 ■実施日 10月21日（土） ■場所 ショッピングシティベル ■参加事業所 29事業所	- 一般就労を希望する障がい者等や事業所に対し、必要 としている求人情報等を伝えることができた。 - 雇用調整員を通してだけでなく、様々な方法で情報を 提供していく必要がある。	- 雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査 し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等 へ情報提供や調整を行う。 - 就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業 所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。	障がい福祉課	
		就労系サービスの 利用促進	- 前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 - 就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイ ドブックを更新し、周知を行う。	- 就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）サービ スの提供を行った。 - 支給決定者数 ■就労移行支援 51名 ■就労継続支援A型 364名 ■就労継続支援B型 1024名	- 就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）サービ スの提供を行った。 - 就労支援ガイドブックを更新し、ホームページで公開 した。	- 前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 - 就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイ ドブックを更新し、周知を行う。	障がい福祉課	

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【2】 毎日の暮らしを充実させるための支援	1 雇用・就労の促進	障がい者雇用の理解促進	・9月の障害者雇用支援月間に合わせて、啓発イベントを開催。 ・「障がい者雇用パネル展」を開催。 ・「ふくい障がい者ワークフェア」を開催。 ・「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催。	・ふくい障がい者ワークフェアの開催 ■実施日 9月2日(土)、3日(日) ■場所 ショッピングシティベル ■来場者数 約2,800人 ■障がい者雇用パネル展（ワークフェアと同時開催） ・ふくい障害者雇用推進セミナー ■実施日 9月20日（水） ■場所 福井県立図書館 ■参加者数 64人	・ワークフェアでは特別支援学校生徒による作品販売および、啓発品（ポストカード）の配布ができた。来場者数は約2,900人（R4約2,800人）であり、多くの市民に障がい者雇用についての理解を深めることができた。 ・県立図書館にて優良事業所表彰式と障害者雇用推進セミナーを開催した。参加者は59社64人であり、参加者アンケート中のセミナーについての感想は、「大変有用だった」・「有用だった」と回答した人数が59人（61人中）であり、事業主への障がい者雇用への意識の向上につながったと考えられる。 ・ふくい障がい者ワークフェアを開催し、障がい者雇用事例の展示や福祉施設で製造した作品の販売会を行った。一般市民や事業者に対し広く啓発活動を行った。	・9月の障害者雇用支援月間に合わせて、啓発イベントを開催。 ・「障がい者雇用パネル展」を開催。 ・「ふくい障がい者ワークフェア」を開催。 ・「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催。 ・9月の障害者雇用支援月間に合わせて、啓発イベントを開催。 ・「障がい者雇用パネル展」を開催。 ・「ふくい障がい者ワークフェア」を開催。 ・「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催。	障がい福祉課 しごと支援課
		企業への支援	・雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給する。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給見込み件数 33件 ・中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進する。	・雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給した。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給件数 17件 ・中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進した。	・雇用奨励金を支給することで、障がい者等の雇用の継続・定着につなげることができた。国の特定求職者雇用開発助成金により雇用の定着が図られているため、今年度から雇用奨励金の新規受付を終了するが、既に認定している分については引き続き雇用奨励金を支給し、雇用の継続・定着を図っていく。 ・障がい者雇用に関する支援制度を周知することで、制度の利用を促進し、雇用率を向上させる必要がある。	・雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給する。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給見込み件数 32件 ・中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進する。	しごと支援課
【2】 毎日の暮らしを充実させるための支援	1 雇用・就労の促進	障がい者就労支援施設からの優先調達の推進	・障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置する。 ・販路拡大及び工賃向上のため、障がい者就労施設等で作られたお弁当を販売する「YellFukui フェア」を今年度は4回開催予定。 ・市役所売店、別館ビロティ、市民ホールで障がい者就労施設等で作られたパン等を販売する。	・YellFukui フェア 障がい者就労施設等で作られたお弁当を販売。 ■実施回数 4回 売上金額 94,070円 ・ふくしぱんしょっぷ 月1回、別館ビロティ、市民ホールで障がい者就労施設等で作られたパン等を販売。 ■実施回数 48回 売上金額 1,904,300円 ・セルフフェア 社会福祉法人福井県セルフが主催する、障害者就労施設等で作られた食品等の商品を販売 ■実施回数 4回 売上金額 362,130円	・福井市ホームページ・職員インフォメーション・市民ホールへのチラシ設置及び配布により開催周知を行い、売上貢献ができた。 ・福井市障がい者就労施設等からの発注実績が、昨年より約200万売上金額が減った。職員インフォメーションなどで優先的に発注するよう呼び掛ける。	・障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置。 ・月1回、別館ビロティ、市民ホールで障がい者就労施設等で作られたパン等を販売。 ・社会福祉法人福井県セルフが主催する、障害者就労施設等で作られた食品等の商品を販売する「セルフフェア」を市民ホールで行う。（令和6年度は10回）	障がい福祉課
		公的機関における障がい者の雇用促進	正規、非正規職員に関わらず、継続して障がい者の雇用促進を図り、法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者に対する理解を深めるための機会創出に努める。 ■正規職員 障がい者を対象とした特別枠の採用試験を継続して実施し、若干名を採用。 ■非正規職員 ハローワークにおける障がい者専用求人での募集を継続して行う。	■正規職員の採用 後期採用試験において障がい者を対象とした試験を実施し、令和6年4月1日に3名を採用。 ■非正規職員の採用 通年でハローワークを通じて障がい者専用求人での募集を行い、令和6年4月1日に新規で2名を採用。	■成果 令和5年度の障害者雇用率は2.81%となり、法定雇用率の2.6%を達成した。 ■課題 現在、障がい者の法定雇用率を達成しているが、令和6年4月1日からは法定雇用率が3.0%（令和8年6月30日まで経過措置として2.8%）に引き上げられるため、引き続き積極的な障がい者雇用を行っていく必要がある。	正規、非正規職員に関わらず、継続して障がい者の雇用促進を図り、法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者に対する理解を深めるための機会創出に努める。 ■正規職員 障がい者を対象とした特別枠の採用試験を継続して実施し、若干名を採用。 ■非正規職員 ハローワークにおける障がい者専用求人での募集を継続して行う。	職員課
【2】 毎日の暮らしを充実させるための支援	2 日中活動の充実	地域での活動の機会の充実	・地域活動支援センターの主な対象を、視覚障がい、知的障がい、精神障がい、発達(ひきこもり)障がいに分けて委託運営し、地域や障がい者の実情に即したサービスを提供する。また、令和6年度から新体制で行う委託運営についてプロポーザルにて事業所を選定する。 ・日中一時支援事業については、医療ケアが必要な障がい児の受入体制を充実する。	・地域活動支援センターの主な対象を、視覚障がい、知的障がい、精神障がい、発達(ひきこもり)障がいに分けて委託運営し、地域や障がい者の実情に即したサービスを提供した。また、令和6年度から新体制で行う委託運営についてプロポーザルにて4事業所を選定した。 ・日中一時支援事業所数 30事業所	・地域活動支援センターの主な対象を、視覚障がい、知的障がい、精神障がい、発達(ひきこもり)障がいに分けて委託運営し、地域や障がい者の実情に即したサービスを提供した。 ・医療的ケアのある環境で他の利用者との交流を図り、家族の負担軽減に努めた。	・地域活動支援センターの主な対象を、視覚障がい、知的障がい、精神障がい、発達(ひきこもり)障がいに分けて委託運営し、地域や障がい者の実情に即したサービスを提供する。 ・日中一時支援事業については、医療ケアが必要な障がい児の受入体制を充実する。	障がい福祉課
		障がい児の保育・教育活動の充実	・重度障がい児、中軽度の障がいをもつ児童が地域で保育や教育を受けることができるよう、障がいの特性に配慮した受入体制の整備を進める。	・重度障がい児、中軽度の障がいのある児童の受入人数に応じ、職員を加配し受入体制の整備を行った。 ■公立園 22園 127名 ・重度障がい児、中軽度の障がいのある児童の受入人数や専任職員数に応じた補助を行い、対象児童の受入体制の整備を図った。 ■私立園 46園 175名	・公立園については、重度障がい児、中軽度の障がいをもつ児童の受入人数に応じ、職員を加配したことで、児童に対してより丁寧な支援を行うことができた。今後、引き続き児童の受入人数に応じた職員の加配を行い、丁寧な支援を行っていく。 ・私立園については、障がいのある児童の受入人数や専任職員数に応じた補助を通じて、障がいをもつ児童の地域での保育や教育に対して支援することができた。 ・障がいをもつ児童を受け入れるため、職員の確保が課題となっており、今後も引き続き補助制度による支援を行う必要がある。	・重度障がい児、中軽度の障がいのある児童が地域で保育や教育を受けることができるよう、障がいの特性に配慮した受入体制の整備を進める。 ・令和5年度と同様の制度で障がいのある児童の受け入れを行う園に対し補助を行う。	こども保育課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【2】 毎日の暮らしを充実させるための支援	2 日中活動の充実	障がい児の保育・教育活動の充実	障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー設備の設置、手摺の設置、階段昇降機の設置等の施設改修を行う。	小中学校6校において、障がい児が使用しやすい仕様に施設改修しました。 ・旭小学校北校舎東側 1階～2階両サイド手摺設置 ・旭小学校南校舎西側 1階～4階両サイド手摺設置 ・明新小学校学習室4 簡易（着替え用）カーテン設置 ・森田小学校3 - 1教室 簡易（着替え用）カーテン設置 ・羽生小学校校舎 3階西側手摺設置 ・足羽中学校生徒玄関 手摺設置 ・足羽中学校南校舎 両サイド手摺設置 ・明道中学校上階教室 簡易（着替え用）カーテン設置	障がい児の進学先の決定が年度末になることから、手摺やスロープなどの設備の設置にかかる工事期間が短くなることが課題である。	障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー設備設置、手摺の設置、階段昇降機の設置等の設備改修を行う。	教育総務課
			・障がい児の小中学校や特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう就学相談ガイダンス、就学相談会を実施し、就学前の保護者・園・学校の連携がスムーズにできるよう、支援する。	障がい児の小中学校や特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう就学相談会・移行支援説明会を実施。相談会や説明会に来られない方には、録画配信を行った。 就学相談を申込した保護者に対し就学相談ガイダンスを実施した。欠席した場合には、オンデマンド配信を実施した。	・就学相談を行ったケースにおいて、全員合意形成が図られ、入学、進学することができた。就学前の保護者・園・学校の連携がスムーズにできるよう支援することができた。 ・オンデマンド配信や録画配信など、何度も情報提供できる機会をとることにより、保護者の理解が促進された。 ・特別支援学校への就学が望ましい児童生徒において、小中学校での個別的な支援に限界がある。特別支援学級における支援員の配置がなく、慢性的に人材不足である。 ・医療的ケアの必要な児童生徒について、保護者と十分な合意形成を行い、最大限配慮をするものの、施設面、看護師確保、本人にとって適切な教育の提供において、困難なケースが増えることが予想される。	・障がい児の小中学校や特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう就学相談ガイダンス、就学相談会を実施し、就学前の保護者・園・学校の連携がスムーズにできるよう、支援する。	学校教育課
		障がい児の日中活動の充実	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実する。	・放課後等デイサービス等の事業所数（令和6年4月1日現在） ■児童発達支援 26事業所 ■放課後等デイサービス 61事業所 ■保育所等訪問支援 16事業所 ■居宅訪問型児童発達支援 4事業所	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを提供する事業所を指定し、サービス提供体制の充実に努めた。	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを提供する事業所を指定し、サービス提供体制の充実を図る。	障がい福祉課
			・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて、適切な対応ができるよう、支援員に対する啓発・研修会の実施や、福井市学童保育巡回アドバイザーの巡回支援を行うほか、関係機関との連携を強化する。	・福井市学童保育巡回アドバイザーの委嘱 ■2名 ・巡回支援（電話相談含む） ■189回 492時間 ・学童保育研修事業 ■基礎研修会 ■リーダー研修会	・年々増加している障がい児の受け入れについて、学童保育巡回アドバイザーの巡回や研修などを実施することにより、放課後児童クラブ職員のスキルアップにつながり、受け入れ数を増やすことができている。	・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて、適切な対応ができるよう、支援員に対する啓発・研修会の実施や、福井市学童保育巡回アドバイザーの巡回支援を行うほか、関係機関との連携を図っていく。	こども育成課
		地域活動の情報提供	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行った。	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行った。	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。	障がい福祉課
		精神障がい者の退院後支援	・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行う。	・退院後支援計画 10件	措置入院患者のうち、退院後支援をする必要のあるケースに対して、退院後支援計画を作成し支援している。今後も退院後支援計画に基づき継続して支援する必要がある。	・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行う。	地域保健課
【2】 毎日の暮らしを充実させるための支援	3 社会参加の推進	障がい者スポーツの普及・推進	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催する。 ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組む。	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントとして第6回福井市長杯卓球バレー大会を開催した。 開催日時：令和5年7月29日 参加人数：約120人 ・障がい者スポーツの普及・振興を図るとともに、障がい児者の社会参加を推進することを目的に、毎月1回、初心者向けのスポーツ教室を実施した。 令和5年度 12回 287人	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催することができた。 ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組むことができた。 ・健常者と障がい者との交流及び障がい者との共生社会への参加の推進並びに障がい者スポーツの普及に寄与することを目的とする。	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催する。 ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組む。	障がい福祉課
			・ふくい桜マラソン2024大会においても1.5kmの部において、障がい者の方も参加できるユニバーサルランの部を設けて、実施する予定。	・ふくい桜マラソン2024大会1.5kmの部で、ユニバーサルランの部を実施	ユニバーサルランの部だけでなく、大会の各部門においても障がい者の参加があり、サポートする伴走者を可能とするなど、充実した体制で実施した。	・ふくい桜マラソン2025大会1.5kmの部において、障がい者（車いす）の方も参加できるユニバーサルランの部を設けて実施する。 ・障がいのある方の参加には、引き続きサポートしていく。	スポーツ課
		文化・芸術活動への支援	・障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係団体と連携し、参加や交流の機会の充実を図る。	・ハートフル文化祭出品作品展示 12/11～12/15 ハビリン交流広場	ハートフル文化祭の一部を借りて展示することで、多くの市民の方に作品に触れていただく機会を得た。	・障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係団体と連携し、参加や交流の機会の充実を図る。	障がい福祉課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【2】 毎日の暮らしを充実させるための支援	3 社会参加の推進	文化・芸術活動への支援	・福井芸術・文化フォーラムが実施する、障がいのある人をはじめとする多様な立場の市民を対象とする事業に対し、支援を行う。 (令和5年度予算 福井芸術・文化フォーラム補助金(全体額) 11,500千円)	■「みんなで舞台上とろう!!みなぶたシーズン18」 ・NPO法人福井芸術・文化フォーラムと「みんなで舞台上とろう」を広げる会の共同主催 [内容] 県内の特別支援学校や特別支援学級に通う生徒児童・卒業生等による舞台発表 [日時] 令和5年4月9日(日)14:00開園 [会場] フェニックス・プラザ 小ホール [参加] 入場者273名、出演者45名、スタッフ26名 (決算額 福井芸術・文化フォーラム補助金(全体額) 10,994千円)	コロナ禍を経て、4年ぶりに新規参加者を公募し従来の公演スタイルに戻した。 未就学児から20代まで幅広い年齢の大所帯で、個性が詰まった舞台となった。太鼓・ダンスに加え、初の試みとして「ファッションショー」を開催。実行委員会にも新しい保護者が加わり、協力し合って舞台を完成させた。 2年後の20周年に向けて、新たなチャレンジとスタッフワークの充実を目指す。 (5/28 芸文フォーラム総会資料より書き出し)	・福井芸術・文化フォーラムが実施する、障がいのある人をはじめとする多様な立場の市民を対象とする事業に対し、支援を行う。 (令和6年度予算 福井芸術・文化フォーラム補助金(全体額) 11,500千円)	文化振興課
		地域活動参加の推進	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣する。	派遣回数778回(利用者48人) ・手話通訳者等派遣 580件(利用者41人) ・要約筆者等派遣 198件(利用者7人)	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣し参加しやすい環境の整備に努めた。	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣する。	障がい福祉課
		情報提供の充実	・障がいのある人が気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を提供する。	令和4年度の自立支援協議会居宅生活支援部会において、市内の障がい者向けのクラブやサークルを紹介する冊子を更新し、周知した。自立支援協議会での冊子更新は3年に1回のため、令和5年度は更新は行っていない	更新したものは福井市のホームページに掲載することで、障がいのある人がの余暇活動の周知を図ることができた。	次回更新は令和7年度に行うが、引き続き福井市のホームページに掲載することで、周知を図っていく。	障がい福祉課
		障がい者に関わるボランティアの育成	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を確保する。 ・音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。	手話奉仕員養成講座実施 ・入門・基礎課程 21名修了 ・基礎課程 16名修了 フォローアップ講座実施 ・昼間 18名受講 ・夜間 20名受講	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員の養成講座を開催した。 ・手話奉仕員登録試験を実施し奉仕員の増加につながった。 ・手話奉仕員養成講座修了した人、終了できなかった人を対象にフォローアップ講座を開催。学習意欲の向上につながった。 ・音訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保に努めた。	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を確保する。 ・音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。	障がい福祉課
		市民のボランティア活動の推進	・「福井市ボランティアネット」において、ボランティア募集情報を発信するとともに、障がい者支援のためのボランティア活動につなげる講座を実施する。	・「福井市ボランティアネット」における、障がい福祉に関する情報発信 【ボランティア募集情報】9件 【講座・イベント情報】5件 ・障がい者支援に関する講座 1回 ボランティアアカデミー分野別講座「駅ボランティアコース」	・「福井市ボランティアネット」においてボランティア募集情報を発信することで、ボランティア活動に関心のある市民に情報提供ができた。 ・ボランティア活動を始めるきっかけを目的に、障がいのある当事者の講義や車椅子を用いた介助ボランティア体験をする講座を開催した。講座を通し、障がい者支援に関するボランティアについての理解促進につながった。	・「福井市ボランティアネット」において、ボランティア募集情報、講座・イベント情報を発信するとともに、障がい者支援のためのボランティア活動につなげる講座を実施する。	市民協働・ボランティア推進課
			・教育事業の講座や公民館活動を実施し、地域住民のボランティア参画の促進を行う。	・教育事業や公民館まつりにおける協力 49地区 ・地区清掃活動における協力 49地区 ・公民館の活動を円滑に行うための協力委員 46地区	・幅広い年齢層の地域住民の交流や地域に対する愛着が深まった。 ・若い世代の参加を促進していく必要がある。	・教育事業の講座や公民館活動を実施し、地域住民のボランティア参画の促進を行う。	生涯学習課
		障がい者団体等への支援	・障がい者の自立と社会参加を推進する活動を行う8団体に補助金を交付し、当事者自身の活動を支援する。	・障がい者の自立と社会参加を推進する活動を行う7団体に補助金を交付し、当事者自身の活動を支援した。(1団体は辞退) ・当事者団体が実施する講演会や展覧会について後援等による支援を行った。	障がい者等の交流活動、就労等社会活動、社会復帰の促進等、障がい者等の福祉の増進を図ることができた。	・障がい者の自立と社会参加を推進する活動を行う6団体に補助金を交付し、当事者自身の活動を支援します。(1団体は解散)	障がい福祉課
		外出支援の充実	・福祉タクシー利用助成事業を継続し、外出を支援する。	・タクシー利用助成券を最大36枚交付。(発行人数2,787名)	・福祉タクシー利用助成券を交付することで、外出を支援することができた。	・福祉タクシー利用助成事業を継続し、外出を支援する。	障がい福祉課
【3】 安心して生活できるまちづくり	1 障がいに対する理解の促進	障がい等の理解の促進	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。	手話ミニ講座開催 ・市民向け2回 12/2(参加者12名)、3/2(参加者28名) ・事業者向け5回 6/22(参加者11名)、10/12(参加者約70名)、11/2(参加者11名)、11/9(参加者13名)、1/28(参加者39名) ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードを窓口で配布した。 ・福井市様式ヘルプカード2名、2枚(大1枚・小1枚) ・県作成ヘルプマーク337名(ストラップ型330個・カード型123枚)	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等についてミニ手話講座等を開催。市民や事業者に周知し、多数の参加者を得ることができた。	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。	障がい福祉課
			・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	・令和5年10月22日に講演会を実施。 表題:「困難を跳ね返す力 レジリエンス ～こころの回復とは～」 参加者:44名(会場:26名、オンライン:18名)	幅広い世代を対象に、理解しやすく普及啓発につながるテーマで実施していく必要がある。	・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	地域保健課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度		担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画		
【3】 安心して生活できるまちづくり	1 障がいに対する理解の促進	障害福祉施設と地域住民との交流促進	・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、広く市民に周知啓発する。	・窓口にチラシ等を配架した。 ■1事業所（アート展の開催）	・窓口にチラシ等を配架し、障害福祉サービス事業所との交流事業について周知啓発に努めた。	・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、広く市民に周知啓発する。	障がい福祉課	
		福祉教育の推進	・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を推進し、児童生徒の障がいに対する理解を促進する。	・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を継続的に推進し、児童生徒の障がいに対する理解の促進に努めた。 ・福祉教育も、特別支援学校と、学校間交流、居住地校交流が、再開してきた。社会福祉協議会と連携して、障がい理解教育も継続して行った。	・特別支援学校の教育課程が望ましい児童生徒において、特別支援学校での通級という制度がない。（ろう学校のみ他校通級が認められている） 医療的ケアの必要な児童生徒の増加に伴い、交流活動だけでなく、制度として特別支援学校の教育を受けていく仕組みが必要である。 ・交流及び共同学習の推進において、児童生徒の障がいに帯する理解は進んでいる。	・互いの個性を尊重しあいながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援する。 ・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を推進し、児童生徒の障がいに対する理解を促進する。 ・特別支援学校の教育相談を積極的に活用する。 （県の交流及び共同学習の事業に対して、清水中学校美術部が清水特別支援学校と年間を通して交流する予定。）	学校教育課	
			・小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学習と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施する。	・市内小学校において心のバリアフリー教室を開催 ■本郷小学校 9/7 （3.年生10名） ■大安寺小学校 10/4（4年生8名） ■鶉小学校 10/23.10/26 （4年生24名） ■社西小学校 10/25（4年生59名） ■円山小学校 10/27（4年生78名） ■啓蒙小学校 11/10（4年生54名）	・小学校6校で教室を開催した。障がいの特性や日常生活の様子等を障がいのある当事者から直接聞くことにより、障がいやバリアフリーについて考える機会を設けることができた。また、教室実施後には学校全体でヘルプマークについて学習する学校もあり、障がいや障がい者に対する理解促進につながった。今後はこれまでに実施していない学校に対して積極的に声をかけ、バリアフリーについて周知していく。	・小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学習と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施する。 実施予定：5校 内 容：当事者講話、疑似体験、障がい者スポーツ体験 講 師：車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者（各1名）	障がい福祉課	
		行政窓口における障がいへの配慮	・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組む。	・市職員向け手話ミニ講座実施。 6/6（参加者24名）	・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し手話ミニ講座を開催した。	・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組む。	障がい福祉課	
【3】 安心して生活できるまちづくり	2 バリアフリーの推進	公共施設等のバリアフリー化の推進	・公共施設バリアフリー連絡調整会議を開催し、バリアフリー化に関する課題について情報共有し、庁内の連絡調整体制強化を図る。 ・利用者の多い公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリー調査を行い、バリアフリー化の推進に取り組む。	・公共施設の障がい者用駐車場やトイレなどの整備状況について調査した。 ・点字ブロックの危険箇所等の情報共有について職員に呼び掛けるとともに、ハートフル専用パーキング等についてホームページや広告モニターなどを活用して啓発を行った。 ・公共施設のバリアフリー調査 ■新幹線福井駅舎（10/31） 県障がい福祉課主催	・障がい者用駐車場の整備率が61.1%と目標を達成した一方、障がい者対応トイレの整備率は77.9%にとどまった。 ・今後も庁内で施設のバリアフリー化に関する課題の情報共有を図るなど、より効果的にバリアフリー化を推進していく。	・公共施設バリアフリー連絡調整会議を開催し、バリアフリー化に関する課題について情報共有し、庁内の連絡調整体制強化を図る。 ・利用者の多い公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリー調査を行い、バリアフリー化の推進に取り組む。	障がい福祉課	
			・玄関スロープや多目的トイレを設けるなど施設のバリアフリー化を進め、利用者が快適に施設を利用できるよう努める。	・東郷公民館改修工事 玄関スロープ、多目的トイレの整備	・改修工事の中で、施設のバリアフリー化を実施し利用者が快適に施設を利用できるように努めた。	・改修工事で玄関スロープや多目的トイレを設けるなど施設のバリアフリー化を進め、利用者が快適に施設を利用できるよう努める。	生涯学習課	
			・計画的なバリアフリー化を推進する。引き続き、森田2号公園（約1.0ha）の整備を行う。	・森田2号公園（約1.0ha）整備完了	・森田2号公園をバリアフリー新法に基づき整備することにより、都市公園のバリアフリー化を推進することができた。	・計画的なバリアフリー化を推進する。 ・森田5号公園（約2.0ha）及び森田10号公園（約1.0ha）の整備を行う。	公園課	
			障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー設備の設置、手摺の設置、階段昇降機の設置等の施設改修を行う。	小中学校6校において、障がい児が使用しやすい仕様に施設改修しました。 ・旭小学校北校舎東側 1階～2階両サイド手摺設置 ・旭小学校南校舎西側 1階～4階両サイド手摺設置 ・明新小学校学習室4 簡易（着替え用）カーテン設置 ・森田小学校3-1教室 簡易（着替え用）カーテン設置 ・羽生小学校校舎 3階西側手摺設置 ・足羽中学校生徒玄関 手摺設置 ・足羽中学校南校舎 両サイド手摺設置 ・明道中学校2階教室 カーテンレール設置	障がい児の進学先の決定が年度末になることから、手摺やスロープなどの設備の設置にかかる工事期間が短くなることが課題である。	障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー設備設置、手摺の設置、階段昇降機の設置等の設備改修を行う。	教育総務課	
		住宅のバリアフリー化の推進	・重度障がい者を対象に住宅改造費用の一部助成を行う。	・重度障がい者を対象に住宅改造費用の一部を助成。（助成件数10件）	・重度障がい者を対象に住宅改造費用の一部助成を行い在宅で生活する支援となっている。	・重度障がい者を対象に住宅改造費用の一部助成を行います。	障がい福祉課	
			・住まい環境整備支援事業 浴室や廊下等の拡幅、洗面台や流し台の取替え、階段昇降機の設置等、介護を要する高齢者が在宅生活を継続出来るよう、整備に要する費用に対し補助金を交付する。	（住まい環境整備支援事業） 浴室や廊下等の拡幅、洗面台や流し台の取替え、階段昇降機の設置等、介護を要する高齢者が在宅生活を継続出来るよう、整備に要する費用に対し補助金を交付した。 ■整備件数 5件（福祉用具設置のための段差解消 1件、扉の新設・洗面台の取替工事 1件、寝室内のトイレ新設工事 1件、レバー式蛇口等への取替 1件、居室の拡幅 1件）	介護保険制度では、対応が難しい住宅改修について、対象者を精査し、適切に補助金を交付した。 予算額に限りがあるため、相談が多くなった際にどの案件を優先するかを検討する必要がある。	・住まい環境整備支援事業 浴室や廊下等の拡幅、洗面台や流し台の取替え、階段昇降機の設置等、介護を要する高齢者が在宅生活を継続出来るよう、整備に要する費用に対し補助金を交付する。	地域包括ケア推進課	
			障がい者や高齢者に配慮した仕様の東安居団地団地D棟（54戸）を完成させる。	・東安居団地D棟（54戸）完成	・東安居団地D棟を障がい者や高齢者に配慮した計画としたことで、市営住宅のバリアフリー化を推進することができた。	・障がい者や高齢者に配慮した市営住宅の整備を進める。 ■社団地2・4号館駐車場舗装工事（段差解消）	市営住宅課	

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度		担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画		
【3】 できる まちづく り生活	2 バリアフ リーの推 進	歩行空間の整備	・福井駅北通線などのバリアフリー化を進める。歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進する。整備延長 82.27km→83.2km(累計)	福井駅北通線、北部2-186号線、東部1-293号線、豊島木田線の4路線について、歩道の段差解消や視覚障がい者用ブロックの設置が年度内に完成しました。	【歩道の整備延長（累計）】 R5実績：82.9k m（+0.7k m）	歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進するため、計画的に歩道のバリアフリー化をすすめる。 【歩道の整備延長（累計）】 R6計画：84.9k m（+2.0k m）	道路課	
		交通事業者への支援	令和3年度まででノンステップバスの導入支援は終了している。				地域交通課	
【3】 安心して生活 できるまちづく り	2 バリアフ リーの推 進	福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	・建築物の確認申請受付時に、福井県福祉のまちづくり条例の適用対象となる施設については、所管課へ建築計画概要書を添付して通知した。 ■ 23件 ・バリアフリー法に基づく認定制度の活用を促すため、当課ホームページに手続き方法及び優遇措置内容等を掲載し周知を図った。	・建築確認申請時に、福井県福祉のまちづくり条例の適用対象となる施設を所管課へ通知することで、建築物の設計者及び建築主に対し、条例の周知や指導助言を行うことができた。 ・バリアフリー法についてホームページに掲載することで、一定規模の建築物を建築する建築主及び設計者に対し、事前周知を図ることができた。	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	建築指導課	
			・不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	・不特定かつ多数の者が利用する施設のうち、福祉のまちづくりのための生活環境の整備を進める上で重要な施設について、福井県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合しているかどうか審査を行った。書類審査に合格した施設については、完成後現場検査を行い、整備基準適合証を交付した。 ■特定施設の届出 31件 ■整備基準適合証の交付 2件 ■バリアフリー表示証の交付 1件	・バリアフリー表示証の説明を都度行っているが、交付数は1件のみであった。手続きを促し、交付率を上げていく必要がある。 ・書面・電話での指導・助言を行い特定施設届出受理後に適合項目が増えるように務めた。 ・今後もまちづくり条例についての理解と協力が得られるよう、建築主に指導助言を行っていく。	・不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	障がい福祉課	
		情報バリアフリーの推進	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、「ごみの出し方・分け便利帳」「福井市生活ガイドブック」など、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。	・市の広報紙を発刊するに当たって、紙面の文字や色彩などに配慮した。 また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、「救急医療機関受診案内チラシ」「福井ブローウィンス増刊号」などを配信した。	【成果】 ・障がいのある人に見やすく分かりやすい情報を、さまざまな媒体で提供した。 【課題】 ・カラーユニバーサルデザインを意識した情報発信が求められる。	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。	広報プロモーション課	
			・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援する。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等について理解を促進するためにミニ手話講座を開催する。	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組んだ。 ・派遣回数778回（利用者48人） 手話通訳者等派遣 580件（利用者41人） 要約筆者等派遣 198件（利用者7人） ・手話ミニ講座開催 市民向け2回 12/2（参加者12名）、3/2（参加者28名） 事業者向け5回 6/22（参加者11名）、10/12（参加者約70名）、 11/2（参加者11名）、11/9（参加者13名）、1/28（参加者39名）	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組んだ。 ・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援に努めた。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等について理解を促進するためにミニ手話講座を開催し、市民に周知した。 ・手話ミニ講座の開催（職員向け・市民向け・事業者向け）した	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援する。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等について理解を促進するためにミニ手話講座を開催する。	障がい福祉課	
			・図書館において、点字図書、大活字図書、布絵本、マルチメディアデジジー等の視覚障害者等向け資料の増加に取り組む。	視覚障害者等向けの資料の増加数 ■ 1 4 9冊	・視覚障害者等が利用しやすい形式の資料を年々増やすことができており、今後も取組を継続させていく。 ・また、新たな成果として、国立国会図書館が令和5年3月末に提供を開始した「視覚障害者等用送信サービス」の利用申請を、市立図書館、みどり図書館、桜木図書館の3館が行い、令和5年10月から、視覚障がい者等向けにサービスの提供を行っている。	・図書館において、点字図書、大活字図書、布絵本、マルチメディアデジジー等の障害者向けの資料の増加に取り組む。	図書館	
		【3】 安心して生活 できるまちづく り	3 災害時の 支援体制 づくり	避難行動要支援者名簿の作成・活用	・令和5年度も引き続き同意者名簿の作成及び配布を行うとともに、優先度の高い対象者の個別避難計画の作成を進め、また地域による個別避難計画の作成を支援する。 ・未同意者に対し、制度の周知と同意確認を行う。	・同意者名簿の作成及び配付を行った。 ・個別避難計画作成の推進地区を選定し、関係団体と協議を行い地区に合った実施体制を整えた上で、優先度が高い避難行動要支援者の計画作成を進め、また、地域による計画作成を推進した。 ・未同意者に対し、制度の周知と同意確認を行った。	【成果】 ・推進地区において、名簿の管理、活用方法の理解を深めること、また個別避難計画の作成を進めることができた。 【課題】 ・関係団体との協議の中で見えた名簿や計画に関する様々な課題について、関係所属等と共有し、対応していく必要がある。推進年度終了後も地区に対してフォローアップが必要。	・同意者名簿の作成及び配付を行う。 ・個別避難計画作成の推進地区を選定し、関係団体と協議を行い地区に合った実施体制を整えた上で、優先度が高い避難行動要支援者の計画作成を進め、また、地域による計画作成を推進する。 ・未同意者に対し、制度の周知と同意確認を行う。
地域での支援体制づくり	・令和5年度も引き続き、地域防災活動促進のため、自主防災組織の設置や各種訓練、啓発活動に要する経費を助成する。			・地域防災活動促進のため、自主防災組織における各種訓練、啓発活動や防災資機材購入に対する経費を助成した。 ■活動補助 18件 ■資機材補助 21件	【成果】 ・防災活動の促進、防災力の向上が図られた。 【課題】 ・防災力向上には、訓練等継続した活動が必要であるため、できるだけ多くの自主防災組織が取り組めるよう支援制度を周知していく。	・地域防災活動促進のため、自主防災組織の設置や各種訓練、啓発活動、防災資機材購入に要する経費を助成する。	危機管理課	

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【3】安心して生活できるまちづくり	3災害時の支援体制づくり		・民生児童委員と福祉委員の連携を強化し、地域ぐるみで災害時の支援を行えるよう、両委員が集まる機会を捉え合同研修会を実施する。	・民生委員と福祉委員が参加した市民福祉大会（10月13日開催）において、合同研修会を開催した。 ・川西地区において、見守り要支援者データをもとに災害発生時の支援のあり方・日頃の見守りについて話し合う場を設けた。（民生委員・福祉委員・自治会役員）	・一堂に会し、地域福祉に関する研修を受けることで、共通の認識を得ることができ、連携強化の一助となった。	・民生児童委員と福祉委員の連携を強化するため、両委員が集まる機会を捉え合同研修会を実施する。	福祉政策課
			・障害福祉サービス事業者が作成した、災害発生時の在宅での避難行動要支援者に対する安否確認台帳を活用した防災訓練を実施する。 ・障害福祉サービス事業所において、非常災害時に利用者の障がい種別や程度、医療的ケアの必要性、その他特に配慮すべき事項等を踏まえた計画の作成及び地域住民との防災訓練の実施を推進する。 ・外見からは障がいのあることがわかりにくい方が、周囲に支援が必要であることを伝えるための障がい者用防災スカーフの周知と普及を図る。 ・災害時や緊急時に加え、日常においても必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの周知と普及を図る。 ■災害対応ノート作成 8名予定	・障がいサービス事業者等に対し、「非常災害対策計画」や「避難確保計画」の作成を周知した。 ・防災スカーフを障がい福祉課窓口等において希望する市民等に配布した。また、全公民館に防災に係るチラシやパンフレットの配架を行うとともに、自主防災組織リーダー研修会で障がい者への支援について、防災スカーフやヘルプマーク等に関する資料を配布し周知した。 ・防災訓練の避難所対応班長研修において、防災スカーフ及びヘルプマークについて地区での周知を依頼した。 ■防災スカーフ配布数 203枚 ・医療的ケアが必要な障がい児（者）への災害対応ノートの作成を進めた。 ■災害対応ノート作成 4人	・防災訓練や自主防災組織研修会等で、防災スカーフやヘルプマーク等の周知と普及を図っているが、今後も様々な機会を捉えてより一層の周知と普及を図っていく。 ・医療的ケアが必要な障がい児（者）が災害時に適切に避難できるよう、災害対応ノートの作成を進めた。地域保健課においても小児慢性特定疾病の医療的ケアが必要な児への個別支援計画を作成していることから協力して作成を進める必要がある。	・障害福祉サービス事業者が作成した、災害発生時の在宅での避難行動要支援者に対する安否確認台帳を活用した防災訓練を実施する。 ・障害福祉サービス事業所において、非常災害時に利用者の障がい種別や程度、医療的ケアの必要性、その他特に配慮すべき事項等を踏まえた計画の作成及び地域住民との防災訓練の実施を推進する。 ・外見からは障がいのあることがわかりにくい方が、周囲に支援が必要であることを伝えるための障がい者用防災スカーフの周知と普及を図る。 ・災害時や緊急時に加え、日常においても必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの周知と普及を図る。 ・地域保健課と協力して災害時の支援計画の作成を進め、災害時の移動や備蓄などの課題に対して協議会で協議を進める。	障がい福祉課
			・災害時個別マニュアルの新規作成、更新する。	難病患者の災害時個別対応マニュアル ・更新1件 ・作成中2件 ・更新中2件 小児慢性特定疾病患者の災害時個別対応マニュアル ・作成中1件	・現在、難病患者の作成対象者が11名であり、作成済が6名となっている。未作成が5名おり、早急に作成していく必要がある。また、作成済の方に関しては、更新を年1回行っていく。 ・現在、小児慢性特定疾病患者の作成対象者は12名で、作成済が3名となっている。未作成は9名おり、早急に作成していく必要がある。また、作成済の方に関しては、更新を年1回行っていく。	・災害時個別マニュアルの新規作成、更新を行う。	地域保健課
		防災訓練の充実	・福井市防災訓練の重点事項に、要配慮者の避難支援体制を確立する訓練の実施を掲げており、障がい者等に配慮した避難誘導訓練及び福祉避難所の開設運営訓練を実施する。	・福井市総合防災訓練において、推進地区である4地区（宝永・清水南・酒生・栗）で要配慮者の避難支援体制を確立し、関係部局と連携しながら障がい者等に配慮した避難誘導訓練及び福祉避難所の開設訓練を実施した。	・推進地区4地区（宝永・清水南・酒生・栗）で多数市民が参加し、自主防災組織員を中心に関係部局と協力しながら、避難誘導訓練及び福祉避難所開設訓練を実施し、各手順の確認ができた。 課題としては、市民全員に理解していただくことが重要である。毎年実施予定の福井市総合防災訓練時において今後も繰り返し実施することが必要である。	・福井市防災訓練の重点事項に、推進地区会場で要配慮者の避難支援体制を確立する訓練の実施を掲げており、関係部局と協力し障がい者等に配慮した避難誘導訓練及び福祉避難所の開設運営訓練を実施予定。	救急救助課
			・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。	・福井市総合防災訓練の推進地区の1つとなっている宝永地区において、避難行動要支援者及び支援者による1次避難所への避難訓練を行った。支援者に対して避難の際の注意点、車椅子補助の仕方の説明を行った。併せて、地区住民に防災スカーフ等の説明を行った。	・防災訓練の機会を捉えて、推進地区住民へ、避難の際の注意点、車椅子補助の仕方を周知することができたが、今後は、各地区においてもより効果的な訓練となるよう検討していく。	・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。	障がい福祉課
		避難所等における支援体制の確立	・引き続きマンホールトイレを設置し、大型テントや洋式トイレの仕様とする見込み。	・指定避難所となる小学校3校にマンホールトイレを設置した。トイレ5基設置の内2基を大型テントや洋式トイレにするなど障がいのある方でも使いやすい仕様とした。	【成果】 ・大型テントや洋式トイレを採用したことで、障がいある方でも使いやすい物を設置できた。 【課題】 ・マンホールトイレの設置について、地区自主防や避難所対応班員の習熟が必要。	・令和6年度も引き続きマンホールトイレを設置し、大型テントや洋式トイレの仕様とする。	危機管理課
			・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランを案内する。	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランの案内を行い周知した。 ■R5福井市避難支援プラン同意書受理数：75名分	・福井市避難支援プランに同意を得た者について、危機管理課に情報提供を行っている。今後地区障がい相談支援事業所等の協力依頼等を行い、情報が耳に入らず避難支援できない者がいないよう努めていく必要がある。	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランを案内する。	障がい福祉課
			・協定未締結の事業所対象に福祉避難所の説明を行う。	・福祉避難所設置運営マニュアルの改定に伴い、福祉避難所協定を見直し、新協定を9施設と締結、指定した。従前の協定を継続する21施設と合わせ福祉避難所143施設を確保している。	・新たに9施設と締結することができた。 ・指定福祉避難所において簡易トイレや食料品などの備蓄も必要となっており、令和5年9月補正予算で購入し、各避難所へ配布した。	・協定未締結の事業所対象に福祉避難所の説明等を行う。	地域包括ケア推進課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
		緊急時の情報手段 の利用、登録促進	・令和5年度福井市総合防災訓練の機会を捉え、「緊急通報システムNET119」の周知を図るためにブースを設け、NET119への登録及び利用促進を図る。 ・引き続き、管制課ホームページに「緊急通報システムNET119」の案内を掲載し、利用促進を図る。	・福井市総合防災訓練において「緊急通報システムNET119」の広報を実施 ・ホームページに「緊急通報システムNET119」の案内を掲載 ■令和5年度新規登録者：18名（平成30年4月の運用開始から登録者累計194名）	・福井市総合防災訓練において広報を実施した。聴覚や言語に障害があり音声通話による通報が難しい方の119番通報の手段として、他にメール119、FAX119があるが、メールやFAXによる119番通報は双方向性に乏しいことから、事故状況の把握に時間を要することと考えられるため、今後もNET119の登録を積極的に推進していく。	・管制課ホームページでの広報に加え、各種SNSを活用してダイレクトメッセージなどで気軽に問合せできる環境を構築し、きめ細やかなサポート体制を整えることでプライバシーや取扱いに関する不安を払拭し、利便性について強く打ち出していく。	管制課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の 方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【3】 安心して生活できるまちづくり	3 災害時の支援体制づくり	緊急時の情報手段の利用、登録促進	・緊急通報装置レンタル事業 緊急通報装置及び生活反応センサーをレンタルすることにより、高齢者等の急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な救護体制を図る。	・緊急通報装置レンタル事業 ひとり暮らし等高齢者の在宅時における病気の急変や事故などの状況に応じて、救急車の手配、訪問、関係機関や家族への連絡など、緊急時の対応を行った。また、月1回、利用者へ電話連絡し安否確認も実施した。 ■利用者数 689人（うち生活反応センサー利用者数76人）	・疾病等により在宅でのひとり暮らしに不安を持つ高齢者に対して、緊急通報装置をレンタルすることで、緊急時の不安を軽減し、安心した生活の支援を行うことが出来た。 緊急通報装置は、固定電話回線を利用しており、電話回線を保有していない場合は、開線工事から行う必要がある。 近年、携帯電話の普及により電話回線を保有しない高齢者も増え、他の方法による緊急通報のあり方を検討していく必要がある。	・現行の緊急通報装置のレンタルに加え、携帯電話からの緊急通報や見守りICT機器の設置による見守りを追加し、ひとり暮らし等高齢者の緊急時の対応や安否確認の体制を整備していく。	地域包括 ケア推進課
		防災意識の向上	出前講座等を通じて、ハンドブックを活用しながら、災害時に手助けが必要な方への支援について、周知啓発を行う。	・市内において、出前講座を35回開催 ■福井市医師会看護専門学校 4/20 （41名） ■つくし野自主防災組織 4/30 （17名） ■岡保公民館 5/17 （18名） ■清水東公民館 5/27 （25名） ■文珠地区自主防災連絡協議会 6/4 （25名） ■消費者グループ連絡会 6/14 （28名） ■福仁会病院 6/30 （15名） ■湊地区社協 7/1 （60名） ■六条地区社協 7/8 （43名） ■九頭竜民協 7/10 （50名） ■成和中学校 7/11 （17名） ■まつもと防火クラブ 7/25 （7名） ■さくらんぼ児童館 8/2 （20名） ■西藤島公民館 9/9 （39名） ■美山地区自主防災連絡協議会 9/9 （17名） ■清水中学校学年PTA部会 9/22 （200名） ■旭小学校 9/27 （36名） ■ほっとリハビリシステムズ 10/1 （30名） ■安居地区社協（安田） 10/5 （20名） ■三心えんさんこども園 10/14 （27名） ■清水東地区自主防災組織連絡協議会 10/24 （20名） ■東郷地区 10/25 （28名） ■安居地区社協（末） 10/26 （20名） ■安居地区社協（本堂） 11/2 （10名） ■福井市九頭竜民協 11/10 （44名） ■下北野元町自治会 11/11 （20名） ■国見地区自主防災組織連絡協議会 11/12 （80名） ■安居地区社協（桜ヶ丘東） 11/14 （8名） ■中央公民館（フェニックス学級） 11/15 （70名） ■明新小学校 11/21 （110名） ■福井南高等学校 11/30 （26名） ■旭地区自治会連合会 2/22 （60名） ■新田塚防災会 3/3 （20名） ■福井県手をつなぐ育成会 3/3 （50名） ■松本地区自主防災組織連絡協議会 3/21 （10名）	【成果】 ・出前講座を通じて、防災対策や災害時に手助けが必要な方への支援についての周知啓発を行うことで、防災意識の向上が図られた。 【課題】 ・防災ハンドブックの存在、活用方法を周知していく必要がある。	・出前講座等を通じて、ハンドブックを活用しながら、防災対策や災害時に手助けが必要な方への支援について、周知啓発を行う。	危機管理課
【3】 安心して生活できるまちづくり	4 権利擁護の推進	権利擁護に関する理解促進	・障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する理解促進と普及啓発のための研修会を開催します。また、市民に対し障がいを理由とする差別の解消のための啓発を行う。	・成年後見制度の講演会の開催 ■ 1回	・障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する理解促進と普及啓発、また、市民に対し障がいを理由とする差別の解消のための啓発を行った。	・ふくい嶺北成年後見センターによる講演会等の運営に協力し、成年後見制度に関する理解促進と普及啓発を行う。市民に対し障がいを理由とする差別の解消のための啓発を行う。	障がい福祉課
		成年後見制度の利用支援	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助する。	■ 申し立て費用の助成件数 3件 ■ 成年後見人報酬の助成件数 26件	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部の補助を行った。	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部の補助する。	障がい福祉課
		市民後見の推進	・ふくい嶺北成年後見センターによる活動の支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を行う権利擁護の担い手となる市民後見人の養成講座を行う。 ・成年後見制度利用促進連携協議会（年2回）、運営協議会（年2回）実施予定。	■ 成年後見制度利用促進連携協議会の開催（年2回） ■ 成年後見制度利用促進運営協議会の開催（年2回）	・ふくい嶺北成年後見センターによる活動の支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を行う権利擁護の担い手となる市民後見人の養成講座を行う。 ・成年後見制度利用促進連携協議会（年2回）、運営協議会（年2回）実施した。	・引き続き福井市社会福祉協議会に嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、辞任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を行う。	障がい福祉課
			・引き続き福井市社会福祉協議会に嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、辞任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を行う。	・後見制度利用促進にかかる中核機関（ふくい嶺北成年後見センター）において、広報、相談、受任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座を開催した。 ■ 相談件数 実人数143人、 延べ件数355件 ■ 出前講座28回 延べ661人参加 ■ 受任候補者調整件数 高齢者38件、障がい者1件 ■ 市民後見人養成講座受講修了者：12名	< 広報・相談・受任者調整・後見人支援 > ・出前講座について、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など多くの機関から申込があり、積極的な制度周知をすることができた。 < 市民後見人養成 > ・市民後見人になるための基礎研修として計8日間の講座を行った。今後は、受講修了者がモチベーションを保ち続けることができるようフォローアップが必要である。	・引き続き福井市社会福祉協議会にふくい嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、受任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座受講修了者に対してフォローアップ講座を開催する。	地域包括 ケア推進課
		日常生活自立支援事業	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護を推進する。	・日常生活自立支援事業の利用が必要な障がい等のある者に、制度を案内した。	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護の推進に努めた。	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護を推進する。	障がい福祉課

第4次福井市障がい者福祉基本計画 令和5年度実績及び令和6年度実施計画(施策別)

施策の方向	個別施策	施策名	令和5年度			令和6年度	担当所属
			計画	実績	成果と課題	計画	
【3】安心して生活できるまちづくり	4 権利擁護の推進	虐待の防止	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催する。 ■各1回 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催する。 ■1回 ・市政広報に、障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）を掲載し、市民に周知する。 ・市が作成した障がい者虐待対応の手引きについて、ホームページに掲載し、市民に周知する。 ・福井市障がい者虐待防止センター職員による当事者向けセミナーを開催する。 ■事業所向け研修 年3回以上 ・令和4年度集団指導にて、市内の事業所に虐待防止措置の強化・身体拘束等の適正化について周知する。	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催。 ■各1回 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催 ■1回 ・市政広報による障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）の掲載。 ■市政広報（1月25日号） ・虐待防止センターによる事業所向け研修4回開催 ・被虐待者の一時保護2件	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催。 ■各1回 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催し、権利擁護の普及啓発を図った。 ・市政広報による障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）の掲載。 ■市政広報（1月25日号） ・障がい者虐待対応の手引きのホームページ掲載。 ・虐待防止センター職員による当事者向けセミナー開催した。 ・集団指導にて ・虐待に関する通報に対し、適切に対応。 ■通報 34件（内虐待認定 9件） ・被虐待者の一時保護のため、障がい者施設及び民間宿泊施設と居室確保に関する契約を締結し運営した。	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催する。 ■各1回 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催する。 ■1回 ・市政広報に、障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）を掲載し、市民に周知する。 ・市が作成した障がい者虐待対応の手引きについて、ホームページに掲載し、市民に周知する。 ・福井市障がい者虐待防止センター職員による当事者向けセミナーを開催する。 ■事業所向け研修 年3回以上 ・令和4年度集団指導にて、市内の事業所に虐待防止措置の強化・身体拘束等の適正化について周知する。	障がい福祉課
		消費者トラブルなどの被害防止	・消費者教室出前講座を実施する。 ・劇団「王様」による寸劇公演を実施する。	・消費者教室出前講座 ■28回（510名） ・劇団「王様」による寸劇公演 ■8回（205名）	・令和5年度、市における事務や事業においての、障害者差別解消法に係る相談事例報告は6件であった。今後も市の事業やイベントにおいて障がいのある方を制限するような要件になっていないか確認点検が必要である。	・消費者教室出前講座を実施する。 ・劇団「王様」による寸劇公演を実施する。	消費者センター
		市事務事業における合理的配慮の提供	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努める。	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努めた。	・令和5年度、市における事務や事業においての、障害者差別解消法に係る相談事例報告は6件であった。今後も市の事業やイベントにおいて障がいのある方を制限するような要件になっていないか確認点検が必要である。	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努める。	障がい福祉課